

旅館業法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

令和 5 年 10 月
厚生労働省健康・生活衛生局
生活衛生課

1. 改正の趣旨

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「一部改正法」という。）によって、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 が新設され、旅館業の営業者は、法第 4 条の 2 第 2 項の特定感染症国内発生期間（以下単に「特定感染症国内発生期間」という。）に限って、宿泊しようとする者に対し、施設における感染症のまん延防止対策に必要な協力を要請することができることとなったため、政令に委任された事項を定めるもの。
- また、一部改正法において、法第 6 条第 1 項に規定する旅館業の宿泊者名簿の記載事項のうち、「職業」が削除され、「連絡先」が追加されることとなった。法の特例である国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について、国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号。以下「特区法施行令」という。）において、滞在者名簿を備え付けることがその事業の要件として定められていることから、これについて、一部改正法を踏まえ同様の改正を行うもの。
- さらに、特定感染症が施行日前に発生した場合に必要な経過措置を定めるため、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和 5 年政令第 247 号。以下「経過措置政令」という。）の一部を改正するもの。

2. 改正の概要

（1）旅館業法施行令の一部改正関係

ア 法第 4 条の 2 第 1 項第 1 号の政令で定める者について

- ・ 法第 4 条の 2 第 1 項第 1 号においては、特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者に対して医師の診断の結果等の報告を求めることができることとされており、「政令で定める者」は以下のとおり規定することとする。
 - ① 特定感染症の症状を呈している者
 - ② 特定感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者

イ 施設内の特定感染症のまん延防止のために宿泊しようとする者の区分に応じて求めることができる協力の内容について

- ・ 法第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ロに規定する旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないことその他の特定感染症の感染の防止に必要な

協力については、具体的な内容を政令で定めることとされており、以下のとおり規定することとする。

- ① 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないこと。
- ② 体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項に関する営業者からの確認の求めに応じること。
- ③ ①及び②のほか、感染症法第 16 条第 1 項等の規定に基づく情報提供や新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 18 条第 1 項の基本的対処方針において新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容に即して、旅館業の施設における感染防止に必要な協力として法第 5 条の 2 第 1 項の指針で定めるもの

- ・ 法第 4 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する体温等の健康状態等の報告その他の特定感染症の感染の防止に必要な協力については、具体的な内容を政令で定めることとされており、以下の通り規定することとする。

- ① 体温その他の健康状態その他法第 4 条の 2 第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定める事項に関する営業者からの確認の求めに応じること。
- ② ①のほか、感染症法第 16 条第 1 項等の規定に基づく情報提供や特措法第 18 条第 1 項の基本的対処方針において新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容に即して、旅館業の施設における感染防止に必要な協力として法第 5 条の 2 第 1 項の指針で定めるもの

ウ 特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症及び当該感染症の特定感染症国内発生期間について

- ・ 法第 4 条の 2 第 2 項に規定する「特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるもの」として結核を定めるとともに、同項に規定する「政令で定める期間」については、厚生労働大臣が、感染症法第 16 条第 1 項の規定により公表した結核の発生状況等を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に対して法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日から、当該おそれなくなったと認め、その旨を告示した日までの間とする。

（２）特区法施行令の一部改正関係

- ・ 特区法施行令第 13 条第 6 号の滞在者名簿の記載事項について、「職業」を削除し、「連絡先」を追加する。

（３）経過措置政令の一部改正関係

- ・ 一部改正法の施行前から特定感染症国内発生期間の要件に該当する期間が開始する場合に改正後の法の規定が施行と同時に適用されるよう、特定感染症国内発生期間の始

期に関する経過措置を設けることとする。

(4) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 旅館業法第4条の2第1項第1号及び第3号並びに第2項、国家戦略特区法第13条第1項並びに改正法附則第12条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和5年11月（予定）
- 施行期日：一部改正法の施行の日